

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 清英会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清英会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
2 常勤の役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
3 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(報酬総額)

第3条 理事及び監事の報酬総額は、年間 12,000,000 円を超えない範囲で支給する。

(報酬等の支給)

第4条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次の通り報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬 (、賞与)
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の報酬等の区分に掲げるところによる。

- (1) 報酬 別表3に定める額
 - (2) 賞与 別表4に定める額(ただし業績により変動する)
- 2 非常勤役員に対する報酬の額は別表1、2に定める額とする。
3 評議員に対する報酬の額は別表1、2に定める額とする。
4 役員が評議員会に出席し、かつ同一日に開催される理事会に出席する場合、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の理事に対する報酬等の支給は、法人給与規定に準じて支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬等は、理事会、評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金で本人に支払うものとする。ただし、本人の申し出により本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(出張旅費)

第7条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。出張

旅費は原則として、交通費、宿泊費、日当、その他の費用に区分する。

- 2 交通費、宿泊費は実費を支給する。
- 3 日当は別表2に定める額とする。
- 4 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公表)

第8条 この法人はこの規定をもって、役員等の報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

この規程は、平成20年12月1日より通用する

この規程は、平成28年4月1日より通用する

この規程は、平成29年4月1日より通用する

この規程は、平成29年6月27日より通用する

別表1 (日額)

名称	報酬	実費弁済費
理事会出席報酬等	10,000円	みなべ町以外 実費
評議員会出席報酬等	10,000円	みなべ町以外 実費

別表2 (日額)

名称	報酬	実費弁済費
理事長業務報酬等	30,000円	実費
理事及び評議員業務報酬等	25,000円	実費
監事監査指導報酬等	50,000円	実費

別表3(常勤理事の報酬)

役職名	月額	実費弁済費
理事長	400,000円/月	実費
理事	300,000円/月	実費

別表4(常勤理事の賞与)

7月の賞与	月額報酬×2か月分までとする
12月の賞与	月額報酬×2か月分までとする